さいたま市教組情宣

さいたま市
教職員組合
（埼教組）

TEL 641-6763
FAX 648-3567
e-mail
saitama@kyouiku-net.org

2004.10.7（木）
No. 68

県教委主管の退職教職員の表彰制度から市の関係者が除外された

県教委には、永年勤続して退職した教職員に対し、長年県の教育の振興に寄与し教育の発展に貢献されたことを顕彰し、功績をたたえる制度があります。これは長年の慣行になっています。それを補完するものとして教職員互助会の厚生事業「永年勤続祝」制度があります。今年は五月二五日、県教委主催で「感謝状贈呈式」が行われました。しかし、そこにはさいたま市の教育関係者は呼ばれませんでした。

政令指定都市移行に伴い、県教委と市教委の間で事務委譲がありました。任命権者が市となり、県教委は制度からさいたま市の教職員を除外しました。ならば市教委が主催したのか。市は制度そのものの実施すら念頭に無かったのです。長年、県の教育界で獅子奮迅、刻苦勉励してきた教職員を除外したのです。この事態が判明した時点で、市教組は、市教委に事実確認しました。市教委はこの事態を把握していませんでした。市教委は「表彰制度について一切話が無かった」というのです。幾度かの市教委折衝を行い、要求書を提出して交渉を実施しました。

県教委と同様の制度を定める記念品の贈呈は考えていない

市教委は、来年度から県と同様の制度を作ることを回答しました。しかし、記念品の贈呈はしない意向です。また、組合が強く求めた昨年度末退職者への謝罪要求には誠意ある回答をしていません。

市教委は昨年度末退職者へ謝罪するべき！

条例等の事務委譲の中には含まれなかったにせよ、教職員の任命権者としての誠意ある事務執行とは言えません。教職員の処遇に手落ちがあったことを率直に反省し、謝罪すべきです。

教職員互助会の祝品はさいたま市の教職員も同じ互助会員であり、時期が前後しましたが、祝品が贈呈されます。しかし、同じ互助会の式への招待すらされなかった事実は、忘れることができません。今後、二度と同じことが起きないように強く要望します。

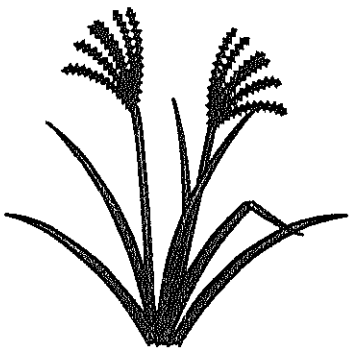

さいたま市支部教育研究集会記念講演

日時　一〇月一五日（金）　午後六時一五分開会
会場　さいたま市民会館おおみや　小ホール

それでも子どもは未来志向！佐世保小6女児殺傷事件を読む！

講師　村山士郎さん（大東文化大学教授）

「二〇〇五年度当初人事に関する要求書」を提出

市教組は九月二二日（水）、「二〇〇五年度当初人事に関する要求書」を白杵教育長に提出しました。要求書は全体で三七項目に及びますが、要求書のポイントは次のとおりです。

○機械的・強制的な人事を排し、本人の意思を尊重した、公正妥当かつ、納得と合意に基づいた民主的人事を行うこと。
○主任を想定した人事を行わないこと。
○校長はヒヤリングを十分に行い、教職員の意向を十分に把握して、市教委に伝えるよう指導すること。
○ブロック数を小学校は倍の一八にし、現任ブロックを希望ブロックとして認めること。
○異動対象は同一校在職七年から一〇年（新採用の場合は三年から五年）であることを明確にすること。
○特記事項欄に異動希望校名の記入を認め、その意向を尊重すること。
○校長は異動希望者に進捗状況を話すとともに、打診は学校名を明らかにすること。
○学校図書館司書、特殊学級補助員、非常勤職員等、市費臨時職員で雇用継続を希望する者の速やかな再雇用を図ること。

市教委の話では、本年度の人事事務処理日程は、県教委と同様とのことです。

県の人事事務処理日程

一〇月六日（水）
　人事関係書類校長提示
一〇月八日（金）
　教職員に人事調書配布
一一月二日（火）
　人事調書校長に提出
一一月一五日（月）
　人事調書市教委に提出
一二月3日（金）
　人事一覧県教委提出
※市外異動・県立学校異動人事書類県教委提出
一二月八日（水）
　勧奨退職希望校長提出
※勤続二〇年以上で二〇〇五年三月三一日現在、五〇歳以上で定年年齢未満の退職者は勧奨条項の適用

以下は昨年の市の日程

三月五日　内申
三月一二日　教育長決裁
三月一八日　一般教職員内示
三月二五日　管理職内示

メールアドレスが変わりました

saitama@kyouiku-net.org　です。
情宣に対するご意見、お寄せください。また、情宣で取り上げて欲しいこと、職場の様子などメールお待ちしています。　情宣担当